

案件概要書

2014 年 2 月 25 日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名： ミャンマー連邦共和国

案件名： マンダレー市上水道緊急整備計画（Project for Urgent Expansion of Water Supply System in Mandalay City）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市水環境セクターの開発実績（現状）と課題

ミャンマーの中心部に位置するマンダレー市は人口約 125 万人を抱えるミャンマー第 2 の都市であり、ヤンゴンに次ぐ商業都市であると同時に、交通・通信の要衝としても発展している。マンダレー市の上水事業はマンダレー市開発委員会 (MCDC) が管轄しており、市全体の上水道普及率は 66.5% であるが、北部 4 タウンシップの水道普及率が 60～90% に達している一方、南部 2 タウンシップにおいては 6% にも達していない。特に南部のピジーダゴンタウンシップにおいては、近年の人口増や商業施設等の建設による急激な水需要の増加に施設整備が対応できておらず、上水道普及率は 5.7% に留まっている。また、当該地域には貧困層が多く居住しており、多くの住民は家庭排水等によって水質が悪化した非衛生的な浅井戸の利用を余儀なくされている。マンダレー市の上水道システムは、95% が地下水を水源とし、残りの 5% は表流水を緩速濾過により浄化の上給水している。いずれも水道水の消毒処理は行われておらず、上水道普及地域においても安全な飲料水供給とは言い難い。財務面の制約から新規上水道施設整備や消毒による安全な生活用水確保に十分対応できていない。

(2) 当該国における都市水環境セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ミャンマーの現政権は、第一次国家開発 5 ヶ年計画として、①各種改革（政治、経済、行政、民間セクター開発）、②国民中心の開発、及び③優先すべき 10 の開発分野（工業化、エネルギー、電力、通信、運輸、基礎保健、教育改善、社会保障、上水、及び地方開発・貧困削減）を掲げており、本事業は③優先すべき 10 の開発分野の上水分野に位置づけられる。

(3) 都市水環境セクターに対する我が国の援助方針

本事業は、我が国の対ミャンマー支援方針（2012 年 4 月）3 本柱のうち「国民生活向上のための支援」に位置付けられる。JICA は、開発調査「マンダレー市・セントラルドライゾーン給水計画調査」（2001 年 3 月～2003 年 7 月）を通して、当時 MCDC が管轄していた 5 タウンシップを対象に上水道整備マスタープランを策定。その後情報の更新及び今後の協力への提言を目的としてフォローアップ協力調査（2012 年 1 月～3 月）を実施。本事業は右調査における優先事業となっている。

(4) 他の援助機関の対応

ADB がマンダレー市にて上水・下水・排水セクターにかかる支援の意向を示しているが、内容は未定。本事業とは重複がないよう対象地・支援内容の検討がなされる予定。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業はマンダレー市において、上水道施設整備が遅れているピジーダゴンタウンシップに緊急的に上水道を整備すること、及び全市に塩素消毒施設を整備することにより、給水人口の増加と水道水質の安全性の確保を図り、もって同地域住民の保健・衛生状況及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ミャンマー連邦共和国マンダレー市

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

(ア) ピジーダゴンタウンシップ内における給水施設の整備（取水設備（生産井戸 5 本（12,000m³/日）、電気機械設備、配水池への送水管）、配水池、加圧ポンプ場及び配水管網の整備

(イ) マンダレー市内の塩素消毒施設整備（浄水場及びポンプ場等 10 か所）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

新たに建設する上水道システムの維持管理能力向上等

3) 調達・施工方法：協力準備調査にて検討

(4) 事業実施体制

事業実施機関：マンダレー市開発委員会水供給衛生局（Mandalay City Development Committee, Water and Sanitation Department）

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類： B

② カテゴリ分類の根拠： 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布、以下「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる上水道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断。かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：草の根技術協力が採択されている。

(7) その他特記事項： 特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

ネパール「地方都市上水施設改善計画」の事後評価では、技術支援を事業実施と同時に進行等より適切なタイミングで投入することで、より迅速な効果の発現が期

待できたため、運営主体の能力に合わせた技術協力などの支援を、事業の計画段階で適切に組み合わせることも検討すべきであるとの教訓が得られている。

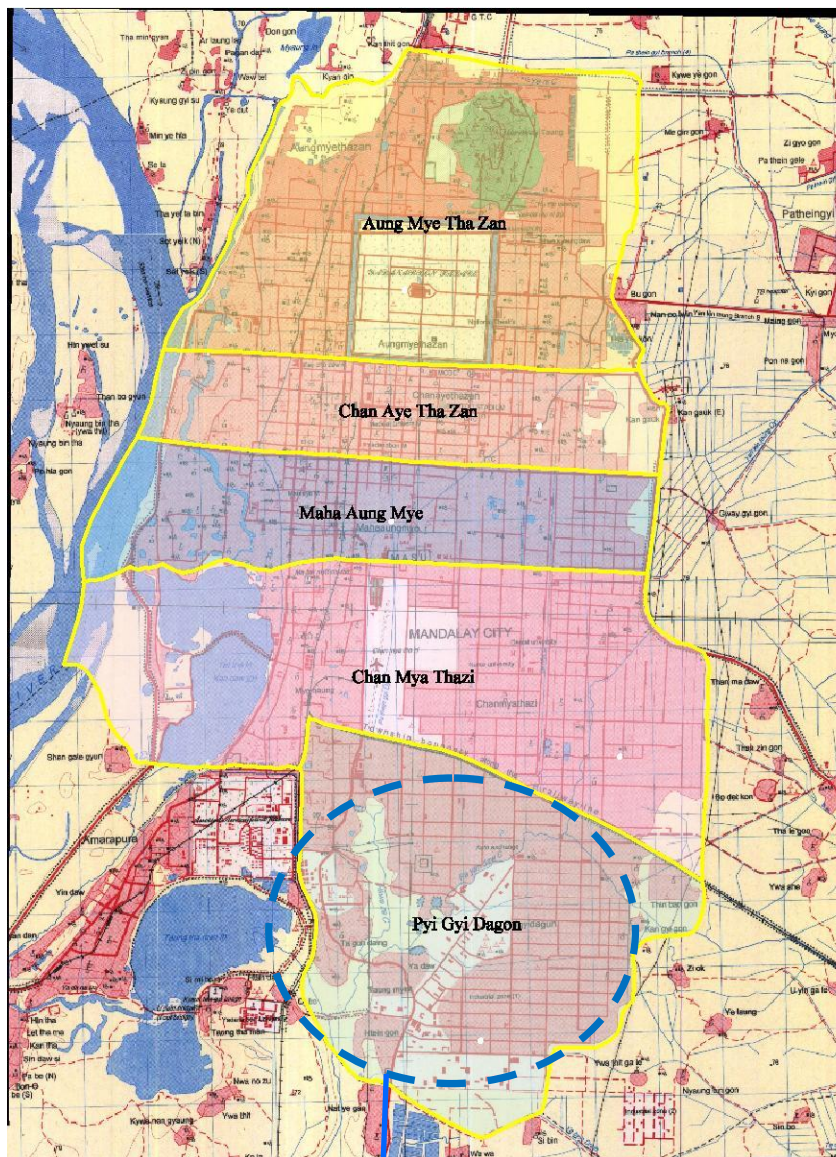
(2) 本事業への教訓

本事業においては、実施機関に対して草の根技術協力が既に採択されており、マンドレー市に安全な水を供給するため、現地職員の本邦研修及び専門家が現地派遣される予定。

以上

〔別添資料〕 地図

【別添資料】マンダレー市上水道緊急整備計画 地図



給水施設の整備対象
地域(ピジーダゴンタ
ウンシップ)